

財務局「ワンデーレスポンス」実施要領

制定 令和8年3月10日 7財建技第334号

1 定義

監督員（発注者）及び受注者等（受託者含む）は、「ワンデーレスポンス」に努める。
ワンデーレスポンスとは、受注者等からの質問・協議等に対して、その日のうちに、あるいは適切な期限までに回答することをいう。

2 目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備に当たって、社会経済情勢の動向や都民ニーズを的確に把握し、明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び設計等委託の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者等の双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、設計等委託の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し、遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システムのなものとし、工事及び設計等委託の現場等において発生する諸問題に対し、迅速な対応を実現するものである。

（1）品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、工事及び設計等委託の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対応について、発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり、工事及び設計等委託の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

（2）工事及び設計等委託の効率化

公共事業の受発注者等に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で都民に提供すること」といえる。個々の工事及び設計等委託の現場等において、受発注者等それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標の一つに、「速やかに工事及び設計等委託を完了させる」ことが挙げられる。

安全と品質を確保した上で、受発注者等が協力して適切な工程管理を行うことにより、速やかに工事及び設計等委託を完了させ、早期に成果の活用を可能とすることでメリットが発生する。

3 実施における対象工事及び設計等委託の範囲

ワンデーレスポンスの取組を、財務局起工案件の土木工事・土木設備工事、土木設計・土木設備設計・測量・地質調査・工事監督補助業務（土木関係計画・調査業務を含む）において実施する。

4 実施方法

基本は「即日対応」とする。

- (1) 受注者等からの質問、協議等に対して、「その日のうちに」回答することを原則とする。

ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというのではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答に当たっては、組織的に迅速に対応するものとする。

- (2) 即日回答が困難な場合は、受注者等に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、連絡する。
- (3) 連絡した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- (4) 回答に重要な判断が必要となる場合は、工事主管部署内の統一見解の確認や本庁に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わらない。
- (5) 情報共有システムを活用するなどしてワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者等の双方の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。
- (6) 情報共有システムの活用のほか、工事及び設計等委託の執行の効率化を図るため、受注者等の意向を確認した上で、遠隔臨場やWEB会議等の活用について、積極的に取り組む。
- (7) 受注者等からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者等に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

5 適用

本要領は、令和8年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。